和泉市手話言語の理解及び普及並びに

豊かなコミュニケーションの促進に関する条例

手話は、日本語とは異なる独自の文法構造をもつ独立した言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。

平成１８年に国際連合総会において採択され、平成２６年に日本が批准した障害者の権利に関する条約において、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義されました。また、平成２３年に改正された障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）では、「言語（手話を含む。）」と明記されました。これらは、手話が日本語と同等の言語であると認められたということを意味しています。

　過去には、ろう教育において手話の使用が事実上禁止され、言語として認められなかった歴史があり、ろう者が手話により知識を習得し深めることや豊かな人間関係を構築し、自分らしく生きることが阻まれてきました。また、社会においても手話を使用する環境が整えられず、手話を第一言語とするろう者は、暮らしの場、働く場において不便や不安を抱えて生活してきました。

しかしながら、このような状況においても、ろう者を支えてきたのは手話です。手話で考え、人と交わりながら暮らしてきました。まさに手話は生きる力そのものであり、「手話はろう者のいのち」なのです。

　一方で、手話のみならず、あらゆる障がい者が不安なくコミュニケーションを図ることができる環境づくりが求められています。

こうしたことから、市民一人ひとりがあらゆる障がい者に関する理解を深め、お互いに支え合える環境づくりを進めていくとともに、手話、要約筆記、音訳、点字、触手話、平易な表現、コミュニケーションボード、重度障がい者用意思伝達装置など様々なコミュニケーション手段を選択することができる社会の実現を進めていく必要があります。

よって、手話が言語であることを認識し、誰もが日常生活及び社会生活において豊かなコミュニケーションを図ることができ、障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる和泉市を目指し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、手話は言語であることの認識に基づき、手話への理解の促進及び普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）手話への理解の促進及び普及　手話が言語の一つであることへの理解の促進及び普及を図ることをいう。

（２）手話等コミュニケーション手段　手話、要約筆記、音訳、点字、触手話、平易な表現、コミュニケーションボード、重度障がい者用意思伝達装置その他の障がい者が情報の取得及びコミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

（基本理念）

第３条　手話への理解の促進及び普及は、手話が独自の言語であることを基本として行わなければならない。

２　手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備は、障がいの有無にかかわらず、全ての人が相互の違いを理解し、人格と個性を互いに尊重することを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、基本理念にのっとり、手話への理解の促進及び普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備について、障がい者の自立した日常生活及び地域における社会参加の促進を図ることができるよう、施策を実施するものとする。

（市民の役割）

第５条　市民は、基本理念に対する理解を深め、手話への理解の促進及び普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供するなど、障害者の権利に関する条約に基づく合理的配慮の提供並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）に基づく必要かつ合理的な配慮の提供及び環境の整備に努めるものとする。

２　事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話への理解の促進及び普及並びに手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の推進方針）

第７条　市は、次に掲げる事項を定めた施策を推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

（１）手話への理解の促進及び普及に関する事項

（２）手話等コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する事項

（３）手話等コミュニケーション手段による情報の提供及び取得に関する事項

（４）手話等コミュニケーション手段による意思疎通の支援に関する事項

（５）前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために市長が必要と認める事項

２　推進方針は、次に掲げる計画と調和が保たれるものでなければならない。

（１）障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）第１１条第３項に規定する市町村障害者計画

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８８条第１項に規定する市町村障害福祉計画

（３）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の２０第１項に規定する市町村障害児福祉計画

（意見の聴取）

第８条　市は、推進方針を策定し、又は変更しようとするときは、和泉市附属機関に関する条例（昭和３２年条例第４３号）第１条第１号に規定する和泉市障がい者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

２　推進方針に基づく施策の実施のため必要があると認めるときは、障がい者、手話通訳者等のコミュニケーションを支援する者その他関係者の意見を聴くものとする。

　（財政上の措置）

第９条　市は、この条例に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

　（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。